

企画提案募集要領（事業説明書）

1 委託業務の名称

令和7年度認知症フェスタ開催業務

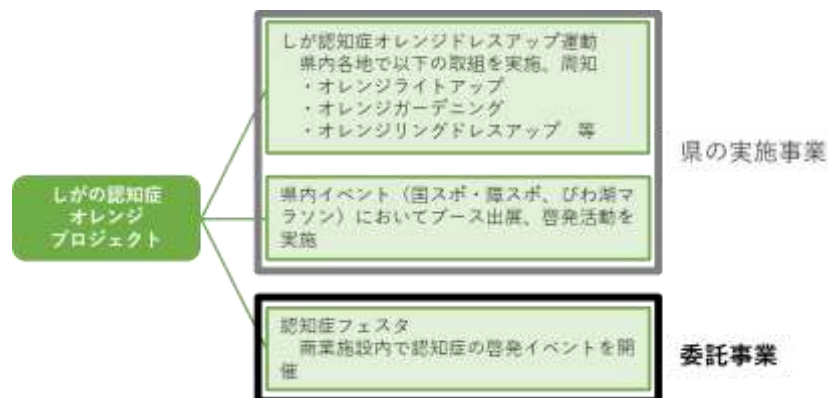
2 取組の経緯と主旨

滋賀県では、2045年に人口がピークを迎えるの見込まれており、その年の認知症高齢者数は約6.5万人、軽度認知症高齢者は約7万人と推計しているところであり、合計すると高齢者の約3人に1人に認知機能の障害がみられると推計され、認知症高齢者の増加に伴って、誰もが認知症とともに生き、誰もが介護者として関わる可能性がある。

令和4年度に実施した滋賀の医療福祉に関する県民意識調査において「認知症になったとき、住み慣れた地域で暮らし続けることができると思う」と回答した人の割合は、26.5%であった。

2024年には、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行され、国および地方公共団体は、国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるよう、認知症に関する教育の推進、認知症の人に関する正しい理解を深めるための運動の展開、その他の必要な施策を講ずるものと定められている。

このため、本県では「認知症にやさしいまちづくり」に向けての県民の機運を上げるとともに、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができると実感できる取り組みを進めることを目的とし、令和7年度より「しがの認知症オレンジプロジェクト」を立ち上げた。その一環として、滋賀県民に対する認知症に関する知識の普及や理解の深化を目的としたイベント「認知症フェスタ」を開催することとしたところである。



（参考）しがの認知症オレンジプロジェクトについて

3 委託業務の概要と目標

2の経緯と主旨をもとに、県は「認知症フェスタ」開催業務を民間事業者への委託により実施する。

受託者はプロポーザルにあたっては、今年度から開始したプロジェクトの一環であることを踏まえ、今後の展開が広がるような提案とすること。

また、ターゲットと目標は以下のとおりとする。

(1) 主なターゲット層

若年層および中年層を中心とした滋賀県民

(2) 目標

「認知症になったとき、住み慣れた地域で暮らし続けることができると思う」人の割合を、現在(※)より増加させる。

※令和4年度滋賀の医療福祉に関する県民意識調査 26.5%

4 委託期間

契約締結の日から令和7年9月30日(火)まで

5 委託事業の具体的内容

【ねらい】

- ・開催日については、翌日からの認知症月間に向けた各市町、団体のイベントや取組へのキックオフとなるよう、8月末とした。
- ・会場については、これまで認知症に対するイメージを持っていなかったターゲットが多く集まる場所とし、例えば買い物など、何かのついでに気軽に参加できるような会場とした。

(1) 開催日

令和7年8月31日(日) 午後1時～

(準備開始時刻：午前11時 撤収時刻：午後6時撤収)

(2) 場所

イオンモール草津 1F レストランコート

- ・会場、音響およびその他会場備品使用にかかる費用は受託者が負担すること。

(参考価格(会場・音響・椅子・机等)：およそ10万円)

(3) 実施内容

次のアからウまでに掲げる全ての内容を満たしたうえで、「認知症フェスタ」を開催すること。

ア 認知症の普及啓発に関する講義・寸劇

- ・専門職による、認知症の症状や周囲の対応方法についての講義および寸劇(合計40～60分程度)。
- ・出演者については、本県で選定済みである。出演者6名にかかる交通費、宿泊費、謝礼(参考価格：およそ16.2万円/人)については、受託者が負担すること。

イ 認知症の人の視覚や視点を体験できるVRコーナーの設置

- ・借用VR(5セット)については、本県で選定済みである。

(参考：<https://angleshift.jp/dementia/>)

- ・イベント当日、VRコンテンツ視聴後の解説を行うスタッフを配置すること(事前に1時

間程度の事前レクチャーの受講が必要となる)。

- ・ VR 借用にかかる費用(4泊5日プラン)および事前レクチャーにかかる費用については、受託者が負担すること。

ウ その他、認知症に関する知識の普及啓発および理解の深化に資する企画演出

(4) イベントの企画および運営

- ア 「3 委託業務の概要と目標」に記載する目標を達成するためにふさわしい内容を提案すること。
- イ 会場、認知症の普及啓発に関する講義・寸劇の出演者、認知症体験 VR については、本県において選定、予約済みであるが、必要に応じて出演者や関係機関および会場管理者等との調整や事務手続きを実施すること。
- ウ 実施に向けた連絡調整のための会議または打合せを定例的に招集すること。
- エ 実施に必要な資材・備品等の手配および搬入、会場での設営および撤去を行うこと。
- オ イベント当日の運営や安全管理のために必要な人員を配置すること。
- カ 会場設営におけるバリアフリーやイベントの要所ごとに情報保障(例、スライドでの表示等)を行うなど、障害のある方への配慮に努めること。
- キ その他、目標達成に必要なこと。

6 実績報告

受託者は本業務の完了後、業務の内容(当日の様子、写真、参加者の概要等)をとりまとめた報告書を速やかに県に提出すること。また、啓発資材等の成果物がある場合は、報告書と併せて県に提出すること。

7 その他

- (1) 本事業の遂行に際し、必要な素材は、受託者が調達し、使用する著作物については、肖像権、著作権、商標権その他諸権利を侵害しないよう、事前に許可や承認を得るなどの必要な手続きを行うこと。当該手続きに係る費用については委託料に含むものとする。また、これら知的財産権に関する問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを処理すること。
- (2) 成果物に関する著作権は、委託料が支払われたときに受託者から県に譲渡されるものとし、県および県が認める団体等が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。また、成果物に関する著作者人格権は行使しないものとする。
- (3) 受託者が本事業を再委託しようとする場合は、事前に再委託範囲および再委託先を県に提示し、承諾を得なければならない。また、本事業の全部を一括して第三者に委託することは認めない。なお、再委託の範囲は、受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決することとする。

- (4) その他、委託業務の遂行上必要と認められるもので仕様書に定めのない事項が生じた場合および仕様書に関し疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上定める。